

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者
基 準 確 認 シ ー ト
(令和3年4月改定基準)

指定通所リハビリテーション

指定介護予防通所リハビリテーション

事業所名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

記入者名 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

基準確認シートについて

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- ⑤ この基準確認シートは、指定通所リハビリテーション事業の運営基準等を基に作成していますが、指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防通所リハビリテーション事業についても指定通所リハビリテーション事業の運営基準等に準じて（「指定通所リハビリテーション」を「指定介護予防通所リハビリテーション」に読み替えて）基準の確認を行ってください。
なお、網掛け部分については、指定介護予防通所リハビリテーション事業独自の運営基準です。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- 法 … 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）
- 施行規則 … 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）
- 条例 … さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第68号）
- 予防条例 … さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第69号）
- 平17厚労告419 … 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）
- 平11老企25 … 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- 平12老企54 … 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- 平12老振75・老健122 … 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知）

電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ当により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

介護サービス事業者基準確認シート 目次

一 基本方針	1
二 人員に関する基準	2
三 設備に関する基準	5
四 運営に関する基準	6
五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	21
六 変更の届出等	25
七 その他	26

一 基本方針

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 <div style="text-align: right;">い る ・ い ない</div>	条例第3条第1項 予防条例第3条第1項
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 <div style="text-align: right;">い る ・ い ない</div>	条例第3条第2項 予防条例第3条第2項
2 基本方針	① 要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図っていますか。 <div style="text-align: right;">い る ・ い ない</div>	条例第123条
	② 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指していますか。 <div style="text-align: right;">い る ・ い ない</div>	予防条例第104条

二 人員に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 医師	<p>① サービスの提供に当たらせるために必要な1以上の数の医師を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 医師は、常勤の者ですか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 専任の常勤医師が1人以上勤務していることが必要です。</p> <p>※ 介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えありません。</p> <p>※ 指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足りるものとします。</p> <p>※ 指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されている事業所において指定通所リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件として足りるものとします。</p> <p>※ 診療所であって、利用者の数が同時に10人以下の場合は、次に掲げる要件に適合していれば差し支えありません。</p> <p>ア 専任の医師が1人勤務していること。</p> <p>イ 利用者数は、専任の医師1人に対し1日48人以内であること。</p>	<p>条例第124条第1項第1号 予防条例第105条第1項第1号</p> <p>条例第124条第3項 予防条例第105条第3項 平11老企25 第3の七の1(1)① 第3の七の1(2)① イ 第3の七の1(1)① 第3の七の1(2)① ロ</p>
2 従業者 (1) 利用者の数が10人以下の場合	<p>① サービスの単位ごとに、提供時間を通じて専らサービスの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員（看護師若しくは准看護師）若しくは介護職員の数を1以上確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 単位とは、同時に、一体的に提供されるサービスをいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。</p> <p>a サービスが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合</p> <p>b 午前と午後とで別の利用者に対してサービスを提供する場合</p> <p>※ 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合は、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置してください。</p> <p>※ 提供時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる従業者を確保するとは、単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種に従業者が常に基準上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものです。</p> <p>例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が2人必要である場合、提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては4人が必要となります。</p>	<p>条例第124条第1項第2号ア 第124条第2項第1号 予防条例第105条第1項第2号、第2項第1号 平11老企25 第3の七の1(1)② 第3の七の1(2)② イ～ハ</p>

また、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百人又はその端数を増すごとに1以上確保するとは、サービスのうち、リハビリテーションを提供する時間帯に、当該職種の従事者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、所要時間1時間から2時間のサービスを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができます。

この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものを指します。

具体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当します。

※ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいいます。

従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対してサービスを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対してサービスを提供する場合であって、それぞれのサービスの定員が10人である場合には、事業所の利用定員は10人、必要となる従業者の員数は午前午後それぞれ1人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。

※ 同一事業所で複数の単位のサービスを同時に行う場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となります。

※ 従業者1人が1日に行うことのできるサービスは2単位までとします。

ただし、1時間から2時間までのサービスについては0.5単位として扱います。

② ①の人員のうち、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保していますか。

いる ・ いない

※ 指定通所リハビリテーション（1時間以上2時間未満に限る）又は指定介護予防通所リハビリテーションが、保険医療機関において医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料のいずれかを算定すべきリハビリテーションが同じ訓練室で実施されている場合に限り、専ら当該指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料のいずれかを算定すべきリハビリテーションに従事して差し支えありません。

ただし、当該従事者が指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションに従事していない時間帯については、基準第111条第1項第2号又は第2項の従事者の員数及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）の第24号の2イの従業者の合計数に含めません。

※ 事業所が診療所である場合は、次のとおりとすることができます。

条例第124条第1項第2号イ
第124条第2項第2号
予防条例第105条第1項第2号イ、第2項第2号
平11老企25
第3の七の1(2)②
ト

	<p>①の人員のうち、専らサービスの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師を、常勤換算方法で、0.1以上確保すること。</p> <p>● 経験を有する看護師とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度認知症患者デイケア、精神科デイケア、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等 ・ 指定通所リハビリテーション事業所 ・ 指定介護予防通所リハビリテーション事業所 ・ 理学療法、作業療法に係る施設基準の届出を行った介護保険施設 <p>において、それらに1年以上従事した者をいいます。</p>	
<p>(2) 利用者の数が10人を超える場合</p>	<p>① サービスの単位ごとに、提供時間を通じて専らサービスの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を、利用者の数を10で除した数以上確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第124条第1項第2号ア 第124条第2項第1号 予防条例第105条第1項第2号ア、第2項第1号</p>
	<p>② ①の人員のうち、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所が診療所である場合は、次のとおりとすることができます。</p> <p>①の人員のうち、専らサービスの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師を、常勤換算方法で、0.1以上確保すること。</p>	<p>条例第124条第1項第2号イ 第124条第2項第2号 予防条例第105条第1項第2号イ、第2項第2号</p>

三 設備に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	<p>① サービスを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3㎡に利用定員を乗じた面積以上のものを有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>● 利用定員 → 事業所において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限</p> <p>※ 事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとします。</p> <p>※ 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院が互いに併設される場合（同一敷地内にある場合、又は公道をはさんで隣接している場合をいう。）であって、そのうちの複数の施設において、サービスを行う場合には、以下の条件に適合するときは、それぞれのサービスを行うためのスペースが同一の部屋等であっても差し支えありません。</p> <p>ア それぞれのサービスを行うためのスペースが明確に区分されていること。</p> <p>イ それぞれのサービスを行うためのスペースが面積要件を満たしていること。</p> <p>※ 保険医療機関が医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションの届出を行っており、当該保険医療機関において、1時間以上2時間未満の指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションを実施する場合には、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション科、運動器リハビリテーション科又は呼吸器リハビリテーション科を算定すべきリハビリテーションを受けている患者と介護保険の指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者に対するサービス提供に支障が生じない場合に限り、同一のスペースにおいて行うことも差し支えありません（必要な機器及び器具の利用についても同様）。</p> <p>この場合の必要なスペースは、医療保険のリハビリテーションの患者数に関わらず、常時、介護保険の利用者数に3㎡を乗じた面積以上とします。</p>	<p>条例第125条第1項 予防条例第106条第1項 平11老企25 第3の七の2(1) 第3の七の2(2)(第3の六の2(4))</p>
	<p>② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスを行うために必要な専用の機械及び器具を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備です。</p>	<p>条例第125条第2項 予防条例第106条第2項 平11老企25 第3の七の2(3)(第3の六の2(3))</p>

四 運営に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 提供の開始に当たっての説明及び同意	<p>○ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者・家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスを選択するために必要な重要事項には次の内容が挙げられます。</p> <p>ア 運営規程の概要 イ 従業員の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制</p> <p>※ 事業者が他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合は、パンフレット等を一体的に作成して差し支えありません。</p> <p>※ 同意については、書面によって確認することが適当です。</p> <p>※ 利用申込者又は家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、利用申込者又は家族の承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができます。</p> <p>この場合において、事業者は文書を交付したものとみなします。</p>	<p>条例第133条(第9条第1項準用) 予防条例第111条(第46条の2第1項準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(2))</p>
2 提供拒否の禁止	<p>○ 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。</p> <p>特に、要介護度(要支援度)や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止します。</p> <p>※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	<p>条例第133条(第10条準用) 予防条例第111条(第46条の3準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(3))</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>○ 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション事業者(指定介護予防通所リハビリテーション事業者)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>● 通常の事業の実施地域 → 事業所が通常時にサービスを提供する地域</p>	<p>条例第133条(第11条準用) 予防条例第111条(第46条の4準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(4))</p>
4 受給資格等の確認	<p>① サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定(要支援認定)の有無及び要介護認定(要支援認定)の有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 保険給付を受けることができるのは、要介護認定(要支援認定)を受けている被保険者に限られます。</p>	<p>条例第133条(第12条第1項準用) 予防条例第111条(第46条の5第1項準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(5)①)</p>

	<p>② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第133条(第12条第2項準用) 予防条例第111条(第46条の5第2項準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(5)②)</p>
5 要介護認定(要支援認定)の申請に係る援助	<p>① サービスの提供の開始に際し、要介護認定(要支援認定)を受けていない利用申込者については、要介護認定(要支援認定)の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 要介護認定(要支援認定)の申請がなされていれば、要介護認定(要支援認定)の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ます。</p>	<p>条例第133条(第13条第1項準用) 予防条例第111条(第46条の6第1項準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(6)①)</p>
	<p>② 指定居宅介護支援(指定介護予防支援)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定(要支援認定)の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定(要支援認定)の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 要介護認定(要支援認定)を継続し、継続して保険給付を受けるためには更新認定を受ける必要があります、要介護認定(要支援認定)が申請の日から30日以内に行われます。</p>	
6 心身の状況等の把握	<p>○ サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第133条(第14条準用) 予防条例第111条(第46条の7準用)</p>
7 指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)等との連携	<p>① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第133条(第60条第1項準用) 予防条例第111条(第60条第1項準用)</p>
	<p>② サービスの提供の終了に際しては、利用者・家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び指定居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	
8 法定代理受領サービスの提供(介護予防サービス費の支給)を受けるための援助	<p>○ サービスの提供の開始に際し、利用申込者が居宅介護支援(介護予防支援)を受けていないときは、利用申込者・家族に対し、法定代理受領サービスを行う(介護予防サービス費の支給を受ける)ために必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 法定代理受領サービスを行う(介護予防サービス費の支給を受ける)ために必要な援助には次の内容が挙げられます。</p>	<p>条例第133条(第16条準用) 予防条例第111条(第46条の9準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(7))</p>

	<p>ア 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成を居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に依頼することを市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受ける（介護予防サービス費の支給を受ける）ことができることを説明すること</p> <p>イ 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に関する情報を提供すること</p>	
9 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービスの提供	<p>○ 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>条例第133条（第17条準用） 予防条例第111条（第46条の10準用）</p>
10 居宅サービス計画等（介護予防サービス計画等）の変更の援助	<p>○ 利用者が居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の変更が必要となった場合で、変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。</p> <p>※ サービスを追加する場合に法定代理受領サービスとして利用する場合には、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければなりません。</p>	<p>条例第133条（第18条準用） 予防条例第111条（第46条の11準用） 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(8))</p>
11 サービスの提供の記録	<p>① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の額その他必要な事項を、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載した書面又はこれに準じる書面に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、利用者の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の書面又はサービス利用票等に記載してください。</p>	<p>条例第133条（第20条第1項準用） 予防条例第111条（第46条の13第1項準用） 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(10)①)</p>
	<p>② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録してください。</p> <p>※ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。</p> <p>※ サービスの提供の記録は、5年間保存してください。</p>	<p>条例第132条第2項第133条（第20条第2項準用） 予防条例第110条第2項、第111条（第46条の13第2項準用） 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(10)②)</p>
12 利用料等の受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）の1割又は2割（保険給付の率が9割又は8割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けていますか。</p>	<p>条例第2条第3号第2条第4号、第133条（第94条第1項準用）</p>

<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第2条第3号、第4号 第106条の2第1項 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の六の3(1)①(第3の一の3(11)①))</p>
<p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス費用基準額(介護予防サービス費用基準額)との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ウ 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の事業の会計と区分していること。</p>	<p>条例第133条(第94条第2項準用) 予防条例第106条の2第2項 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の六の3(1)①(第3の一の3(11)②))</p>
<p>③ ①・②の支払を受ける額のほか、次の費用以外の費用の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p>ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>イ 通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用(指定通所リハビリテーションに限る)</p> <p>ウ 食事の提供に要する費用</p> <p>エ おむつ代</p> <p>オ ア～エのほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当する額を基本として認められる費用</p> <p> a 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用</p> <p> b 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めません。</p>	<p>条例第133条(第94条第3項準用) 予防条例第106条の2第3項 平11老企25 第4の二の3 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の六の3(1)②) 平12老振75・老健122</p>
<p>④ 食事の提供に要する費用については、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本としていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第133条(第94条第4項準用) 予防条例第106条の2第4項 平17厚労告419 ロ</p>
<p>⑤ ③ア～オの費用の徴収に当たっては、あらかじめ、利用者・家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p>	<p>条例第133条(第94条第5項準用)</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ ③オのその他の日常生活費の徴収を行うにあたっては、次の基準が遵守されなければなりません。</p> <p>a その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。</p> <p>b お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。</p> <p>c 利用者又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。</p> <p>d その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。</p> <p>e その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならず、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。</p> <p>ただし、都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。</p> <p>※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービス内容及び費用の額について懇切丁寧に説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとします。</p> <p>この同意書による確認は、日常生活費等の実費の受領の必要が生じるごとに、受領のたびに逐次行う必要はなく、利用の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービス内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となりますが、以後同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとします。</p>	<p>予防条例第106条の2第5項 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の六の3(1)①(第3の一の3(11)④)) 平12老企54 平12老振75・老健122</p>
	<p>⑥ サービスの提供に要した費用の支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載してください。</p> <p>また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載してください。</p>	<p>法第41条第8項 第53条第7項(第41条第8項準用) 施行規則第65条 第85条(第65条準用)</p>
<p>13 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>○ 利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第133条(第22条準用) 予防条例第111条(第47条の2準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(12))</p>
<p>14 指定通所リハビリテーションの基本取扱方針</p> <p>※ 指定介護予防通所リハビリテーションについては、「五</p>	<p>① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 事業者自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>	<p>条例第126条第1項 条例第126条第2項</p>

<p>介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。</p>	<p>いる ・ いない</p>	
<p>15 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針</p> <p>※ 指定介護予防通所リハビリテーションについては、「五介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。</p>	<p>① 医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切にサービスを行っていますか。</p> <p>いる ・ いない</p> <p>※ 指定通所リハビリテーションは、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。</p> <p>※ 指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施にあたり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行ってください。</p>	<p>条例第127条第1号平11老企25 第3の七の3(1)① ②</p>
	<p>② 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者・家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p>いる ・ いない</p>	<p>条例第127条第2号</p>
	<p>③ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。</p> <p>いる ・ いない</p> <p>※ 指定通所リハビリテーションをより効果的に実施するため、介護支援専門員や医療ソーシャルワーカー等の協力を得て実施することが望ましいです。</p> <p>※ 指定通所リハビリテーションは、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合には、事業所の屋外でサービスを提供することができます。</p> <p>ア あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること。</p> <p>イ 効果的なリハビリテーションのサービスが提供できること。</p> <p>* 指定（介護予防）通所介護及び指定（介護予防）通所リハビリテーションにおける事業所の屋外でサービスを提供する場合について（平成27年6月1日保福介第001038号さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長通知）参照</p>	<p>条例第127条第3号平11老企25 第3の七の3(1)⑧ ⑭</p>
	<p>④ 特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えていますか。</p> <p>いる ・ いない</p> <p>※ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、サービスを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応してください。</p> <p>※ 主として認知症等の精神障害を有する利用者を対象とした指定通所リハビリテーションにあつては、作業療法士等の従業者により効果的に実施してください。</p>	<p>条例第127条第3号平11老企25 第3の七の3(1)⑦ ⑩</p>

	<p>※ 主として脳血管疾患等に起因する運動障害を有する利用者にあつては、理学療法士等の従業者により効果的に実施してください。</p> <p>⑤ リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とします。</p> <p>※ 事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めてください。</p> <p>※ リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではありません。</p> <p>※ リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ってください。</p>	<p>条例第127条第4号 平11老企25 第3の七の3(1)⑩</p>
<p>16 通所リハビリテーション計画の作成</p> <p>※ 指定介護予防通所リハビリテーションについては、「五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。</p>	<p>① 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、指定訪問リハビリテーションの基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができます。</p> <p>計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定してください。</p> <p>また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの計画として分かりやすく記載するよう留意してください。</p>	<p>条例第128条第1項 第128条第6項 平11老企25 第3の七の3(1)⑩</p>
	<p>② 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って通所リハビリテーション計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>条例第128条第2項 平11老企25 第3の七の3(1)⑤</p>

	<p>※ 通所リハビリテーション計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、通所リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>	
	<p>③ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、内容について利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所リハビリテーション計画の内容等を説明した上で利用者の同意を得なければなりません。</p>	<p>条例第128条第3項 平11老企25 第3の七の3(1)⑥</p>
	<p>④ 管理者は、当該リハビリテーション計画書を作成した際には、通所リハビリテーション計画書を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 交付した当該リハビリテーション計画書は、5年間保存してください。</p>	<p>条例第128条第4項 第132条第2項 平11老企25 第3の七の3(1)⑥</p>
	<p>⑤ 従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及び評価を診療記録に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの実施状況や評価についても利用者又は家族に説明を行ってください。</p> <p>※ 指定通所リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、診療記録を一括して管理しても差し支えありません。</p>	<p>条例第128条第5項 平11老企25 第3の七の3(1)④ ⑬</p>
17 利用者に関する市町村への通知	<p>○ 利用者がア・イのいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市町村に通知していますか。</p> <p>ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた（要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になった）と認められるとき。</p> <p>イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 市が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることから、事業者は、利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市に通知してください。</p> <p>※ 利用者に関する市町村への通知は、5年間保存してください。</p>	<p>条例第132条第2項 第133条(第27条準用) 予防条例第110条第2項、第111条(第47条の3準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(15))</p>
18 緊急時等の対応	<p>○ 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに必要な措置を講じてください。</p>	<p>条例第133条(第28条準用) 予防条例第106条の3 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(16))</p>
19 管理者等の責務	<p>○ 管理者又は管理を代行する者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第129条第1項、第2項</p>

	<p>※ 管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専らサービスの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができます。 この場合、組織図等により、指揮命令系統を明確にしておく必要があります。</p>	<p>予防条例第107条第1項、第2項 平11老企25 第3の七の3(2)</p>
<p>20 運営規程</p>	<p>○ 運営規程に、次のア～ケの事項を定めていますか。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ サービスの利用定員 オ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 非常災害対策 ケ 虐待の防止のための措置に関する事項（※令和6年3月31日までは努力義務です。） コ ア～クのほか、運営に関する重要事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 営業日及び営業時間 8時間以上9時間未満のサービスの前後に連続して延長サービスを行う事業所にあつては、提供時間帯とは別に延長サービスを行う時間を運営規程に明記してください。 例えば、提供時間帯（9時間）の前に連続して1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う事業所にあつては、営業時間は12時間であるが、運営規程には、提供時間帯8時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載してください。</p>	<p>条例第130条 予防条例第108条 平11老企25 第3の七の3(3)(第3の六の3(4)①)</p>
<p>21 勤務体制の確保等</p>	<p>① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所ごとに、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があります。</p> <p>② 事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めます。</p> <p>③ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 全ての通所リハビリテーション従業者に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。</p>	<p>条例第133条(第99条第1項準用) 予防条例第108条の2第1項 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の六の3(5)①)</p> <p>条例第133条(第99条第2項準用) 予防条例第108条の2第2項 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の六の3(5)②)</p> <p>条例第133条(第99条第3項準用) 予防条例第108条の2第3項 平11老企25</p>

	<p>※ 認知症介護にかかる研修の受講対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p> <p>※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>第3の七の3(8)(第3の六の3(5)③(第3の二の3(6)③))</p>
	<p>④ 適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。</p> <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p>	<p>条例第133条(第99条第4項準用) 予防条例第108条の2第4項 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の六の3(5)④(第3の一の3(21)④))</p>
<p>22 業務継続計画の策定等 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第133条(第32の2条第1項準用) 予防条例第111条(第50条の2の2第1項準用)</p>

	<p>※ 業務継続計画には、次の項目等を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応</p> <p>b 緊急時の対応</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	<p>平11老企25 第3の七の3(4)(第3の六の3(6)②)</p>
	<p>② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>※ 新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の実施内容は記録してください。</p> <p>※ 感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p>	<p>条例第133条(第32の2条第2項準用) 予防条例第111条(第50条の2の2第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の七の3(4)(第3の六の3(6)③④)</p>
<p>23 定員の遵守</p>	<p>○ 利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない・いる</p> <p>※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	<p>条例第133条(第100条準用) 予防条例第108条の3</p>
<p>24 非常災害対策</p>	<p>○ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p> <p>※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものです。</p> <p>※ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めています。</p> <p>※ 非常災害に関する具体的計画とは、消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> <p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせてください。</p> <p>※ 防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。</p>	<p>条例第133条(第101条準用) 予防条例第108条の4</p> <p>平11老企25 第3の七の3(8)(第3の六の3(7))</p>
<p>25 衛生管理等</p>	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる・いない</p>	<p>条例第131条第1項 予防条例第109条第1項</p> <p>平11老企25 第3の七の3(5)①</p>

	<p>※ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。</p> <p>※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。</p> <p>※ 医薬品の管理については、事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられます。</p> <p>※ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。</p>	
	<p>② 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次のような必要な措置を講じるよう努めていますか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施すること</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>条例第131条第2項 予防条例第109条第2項 平11老企25 第3の七の3(5)②(第3の六の3(8)②)</p>
<p>26 掲示</p>	<p>○ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。</p>	<p>条例第133条(第34条準用) 予防条例第111条(第50条の4準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(24)②)</p>
<p>27 秘密保持等</p>	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: right;">い ない ・ い る</p>	<p>条例第133条(第35条第1項準用) 予防条例第111条(第50条の5第1項準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(25)①)</p>
	<p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	<p>条例第133条(第35条第2項準用) 予防条例第111条(第50条の5第2項準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(25)②)</p>
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第133条(第35条第3項準用)</p>

	<p>※ サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報や、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、あらかじめ利用者又は家族から同意を得る必要があります。 この同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。</p>	<p>予防条例第111条(第50条の5第3項準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(25)③)</p>
28 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に対する利益供与の禁止	<p>○ 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 居宅介護支援(介護予防支援)の公正中立性を確保するために利益供与を禁止しています。</p> </p>	<p>条例第133条(第37条準用) 予防条例第111条(第50条の7準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(27))</p>
29 苦情処理	<p>① 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示してください。</p> </p>	<p>条例第133条(第38条第1項準用) 予防条例第111条(第50条の8第1項準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(28)①)</p>
	<p>② 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録していますか。 <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 事業者が提供したサービスとは関係のない苦情は除きます。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存してください。</p> </p>	<p>条例第132条第2項 第133条(第38条第2項準用) 予防条例第110条第2項、第111条(第50条の8第2項準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(28)②)</p>
	<p>③ 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。 <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> </p>	<p>条例第133条(第38条第3項準用) 予防条例第111条(第50条の8第3項準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(28)③)</p>
	<p>④ 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告していますか。 <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> </p>	<p>条例第133条(第38条第4項準用) 予防条例第111条(第50条の8第4項準用)</p>
	<p>⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。 <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> </p>	<p>条例第133条(第38条第5項準用) 予防条例第111条(第50条の8第5項準用)</p>
	<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。</p>	<p>条例第133条(第38条第6項準用)</p>

		いる ・ いない	予防条例第111条(第50条の8第6項準用)
30 地域との連携等	① 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	いる ・ いない	条例第133条(第39条第1項準用) 予防条例第111条(第50条の9第1項準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(29)①)
	※ 市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業を含みます。		
	② 指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定(介護予防)通所リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供を行うよう努めていますか。	いる ・ いない	条例第133条(第39条第2項準用) 予防条例第111条(第50条の9第2項準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(29)②)
31 事故発生時の対応	① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	いる ・ いない	条例第133条(第40条第1項準用) 予防条例第111条(第50条の10第1項準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(30)①③)
	※ 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいです。 ※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。		
	② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	いる ・ いない	条例第132条第2項 第133条(第40条第2項準用) 予防条例第111条(第50条の10第2項準用)第110条第5号
	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	いる ・ いない	条例第133条(第40条第3項準用) 予防条例第111条(第50条の10第3項準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(30)②)
	※ 指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。		
32 虐待の防止 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。	○ 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。	いる ・ いない	条例第133条(第40条の2準用) 予防条例第111条(第50条の10の2準用)
	ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること		

	<p>※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要です。</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること</p> <p>※ 新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。</p> <p>エ ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p>	<p>平11老企25 第3の七の3(6)(第3の一の3(31))</p>
<p>33 会計の区分</p>	<p>○ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知）参照</p>	<p>条例第133条(第41条準用) 予防条例第111条(第50条の11準用) 平11老企25 第3の七の3(8)(第3の一の3(32))</p>
<p>34 記録の整備</p>	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）</p> <p>イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録（診療記録を含む。）</p> <p>ウ 市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 苦情の内容等の記録</p> <p>オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第132条第1項 予防条例第110条第1項</p> <p>条例第132条第2項 附則第21項 予防条例第110条第2項 附則第17項 平11老企25 第3の七の3(7)</p>

五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
<p>1 指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針</p>	<p>① 利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意してください。</p>	<p>予防条例第112条第1項 平11老企25 第4の三の5(1)①</p>
	<p>② 事業者自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 提供された介護予防サービスについては、介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければなりません。</p>	<p>予防条例第112条第2項 平11老企25 第4の三の5(1)④</p>
	<p>③ 単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを、常に意識してサービスの提供に当たっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第112条第3項</p>
	<p>④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。</p>	<p>予防条例第112条第4項 平11老企25 第4の三の5(1)③</p>
	<p>⑤ 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。</p>	<p>予防条例第112条第5項 平11老企25 第4の三の5(1)②</p>
<p>2 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針</p>	<p>① 主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第113条第1号 平11老企25 第4の三の5(2)②</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ※ リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援事業所の担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等としてください。 ※ リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めてください。 ※ リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものですが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではありません。 ※ リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ってください。 	
	<p>② 医師等の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。 ※ 介護予防通所リハビリテーション計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 ※ 介護予防通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直してください。 	<p>予防条例第113条第2号 平11老企25 第4の三の5(2)①</p>
	<p>③ 医師等の従業者は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防通所リハビリテーション計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 介護予防通所リハビリテーション計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、介護予防通所リハビリテーション計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 ※ 事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、指定介護予防訪問リハビリテーションの基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができます 計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定してください。 	<p>予防条例第113条第3号、第6号 平11老企25 第4の三の5(2)③ ⑥</p>

	<p>目標の達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの計画として分かりやすく記載するよう留意してください。</p>	
	<p>④ 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、内容について利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。</p> <p>※ 介護予防通所リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。</p>	<p>予防条例第113条第4号 平11老企25 第4の三の5(2)⑤</p>
	<p>⑤ 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 遅滞なく利用者に交付してください。</p> <p>※ 交付した介護予防通所リハビリテーション計画は、5年間保存してください。</p>	<p>予防条例第110条第2項、第113条第5号 平11老企25 第4の三の5(2)⑤</p>
	<p>⑥ 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第113条第7号</p>
	<p>⑦ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者・家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第113条第8号</p>
	<p>⑧ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 常に新しい技術を習得する等、研鑽を行ってください。</p>	<p>予防条例第113条第9号 平11老企25 第4の三の5(2)⑧</p>
	<p>⑨ 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、利用者に対するサービスの提供状況等について、指定介護予防支援事業者に報告するとともに、介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、モニタリングを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>● モニタリング → 介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握</p> <p>※ 介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものです。</p> <p>※ 介護予防通所リハビリテーション計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標の達成状況の把握等を行ってください。</p>	<p>予防条例第113条第10号 平11老企25 第4の三の5(2)⑨</p>

	<p>⑩ 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、モニタリングの記録を介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第113条第11号 平11老企25 第4の三の5(2)⑨</p>
	<p>⑪ 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて計画の変更を行ってください。</p>	<p>予防条例第113条第12号 平11老企25 第4の三の5(2)⑨</p>
	<p>⑫ 介護予防通所リハビリテーション計画を変更する場合も、①～⑩に沿って行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第113条第13号</p>
3 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点	<p>① 介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第114条第1号</p>
	<p>② 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第114条第2号</p>
	<p>③ 利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮してサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第114条第3号</p>
4 安全管理体制等の確保	<p>① サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第115条第1項</p>
	<p>② 転倒等を防止するための環境整備に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第115条第2項</p>
	<p>③ 事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第115条第3項</p>
	<p>④ サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>予防条例第115条第4項</p>

六 変更の届出等

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	<p>① 次の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>＊ 法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>＊ 法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。</p> <p>エ 事業所の種別（病院・診療所・介護老人保健施設の別）</p> <p>オ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要</p> <p>カ 管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>キ 運営規程</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>法第75条第1項、第115条の5第1項 施行規則第131条第1項第七号、第3項、第140条の22第1項第七号、第3項</p>
	<p>② 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>※ 次の事項を届け出なければなりません。</p> <p>ア 廃止し、又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止し、又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現にサービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止しようとする場合は、休止の予定期間</p>	<p>法第75条第2項 第115条の5第2項 施行規則第131条第4項、第140条の22第4項</p>

七 その他

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 法令遵守等の 業務管理体制の 整備	<p>① 事業者は、要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者（要支援者）のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。</p> <p>この義務が確保されるよう、ア～ウに従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること <p>イ 事業所・施設の数が20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> a 法令遵守責任者の選任をすること b 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること <p>ウ 事業所・施設の数が100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> a 法令遵守責任者の選任をすること b 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること c 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>法第74条第6項 第115条の4第6項 第115条の32第1項 施行規則第140条の39</p>
	<p>② 業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> a さいたま市内のみにすべての指定事業所等が所在する事業者 さいたま市長 b 埼玉県内のみにすべての指定事業所等が所在する事業者 でア以外の事業者 埼玉県知事 c 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者 <ul style="list-style-type: none"> i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣 ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 主たる事務所の所在する都道府県知事 <p>イ 届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> a 事業者の名称 b 主たる事務所の所在地 c 代表者の氏名・生年月日・住所・職名 d 法令遵守責任者の氏名・生年月日 e 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要 (事業所・施設の数20以上の場合) f 業務執行の状況の監査の方法の概要 (事業所・施設の数100以上の場合) <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>法第115条の32第2項 施行規則第140条の40第1項</p>
	<p>③ 届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>法第115条の32第3項 施行規則第140条の40第2項</p>
	<p>④ 届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>法第115条の32第4項 施行規則第140条の40第3項</p>
2 介護サービス 情報の公表	<p>① さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。</p>	<p>法第115条の35 施行規則第140条の</p>

	いる ・ いない	46
② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。	いる ・ いない	